

令和4年9月1日から下水道使用料を改定します

下水道使用料の改定

野々市市では、平成23年4月の改定から10年にわたり現行の下水道使用料を維持してきました。しかし、現行の使用料収入では下水道事業運営に必要な費用をまかなえておらず、このままでは数年後に資金不足になると見込まれています。これから健全な経営を行い、将来にわたり安定した下水道サービスを提供していくため、令和4年9月1日から下水道使用料を改定することとなりました。使用者の皆様にご負担をおかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

改定についてのQ&A

Q1 なぜ下水道使用料の改定が必要？

A1

水道・下水道事業は使用者が特定できるため、必要な費用は使用者からの収入でまかなう「独立採算」が原則です。市では、下水道事業の費用に対し使用料収入が不足しており、不足分を税金で補う状況

Q2

A2

が長く続いています。この状況を改善し「独立採算」に基づく経営を行うため、使用者の皆様収入不足分を負担いただくこととなりました。これまでどおり不足分を税金で補えばいいのでは？

Q3

A3

下水道使用料はどのような費用に使われている？
下水道事業では、各家庭や事業所から出る汚水（排水）を下水道管で下水処理場まで運び、きれいにして川や海に放流しています。下水道使用料は、下水道管や下水処理場の維持管理費用、下水道整備のために借り入れた企業債（借金）の返済などの費用に使われています。

Q4

A4

県内の他の市や町に比べて高いのでは？
改定後の下水道使用料は、石川県内では中ほどになります。

■下水道料金（1カ月あたり、税抜き）

汚水量（使用水量）区分		8月31日まで	9月1日から	増加額
基本料金	10m ³ まで	1,050 円	1,230 円	+180 円
超過料金 (1m ³ につき)	11～30m ³	115 円	134 円	+19 円
	31～50m ³	128 円	149 円	+21 円
	51～100m ³	140 円	163 円	+23 円
	101m ³ ～	151 円	176 円	+25 円

- ・上水道を使用する人は水道料金が加算されます。実際の請求は2カ月ごとに行います
- ・8～9月の2カ月分の請求は、8月分は旧料金、9月分は新料金でそれぞれ計算します（汚水量は各月均等に排出したものとみなします）

■請求額（2カ月分、税込み）

汚水量（使用水量）	8月31日まで	9月1日から	増加額
20m ³ まで	2,310 円	2,706 円	+396 円
40m ³	4,840 円	5,654 円	+814 円
60m ³	7,370 円	8,602 円	+1,232 円
80m ³	10,186 円	11,880 円	+1,694 円
100m ³	13,002 円	15,158 円	+2,156 円
500m ³	78,232 円	91,168 円	+12,936 円
1,000m ³	161,282 円	187,968 円	+26,686 円

水道料金と合計した場合では、県内でも安い方になります。

問い合わせ
上下水道課

☎227・6102